

11/22 玄

所得税の確定申告をするとして、税金が返ってくることがあります。医療費を一定額以上支払った場合に受けられる医療費控除の手続きが、今年分から変わります。どんな準備が必要なのか、税理士の清水和雄さんに書いてもらいました。

医療費控除

Q → 2017年
分の確定申告
(来年2月16日～3月15日)から新しい制度ができたそうですね。

A 市販薬購入勧め
医療費支出抑え

これまでの医療費控除のほかに、「セルフメディケーション税制」という制度ができました。

これは「スイッチOTC医薬品…処方薬との代替性が特に高いものとして厚生労働大臣が定めたもの。対象となる医薬品は、厚生労働省のホームページに掲載されています。

*2 健康の保持増進及び疾病の予防のための取り組み…①健康診査②予防接種③定期健康診断④特定健康診査⑤がん検診

今年分から手続き変わります どんな準備・注意が必要?

税理士
清水 和雄さん

→これまでの
医療費控除と一
緒に受けられるのです
か。

えるために、医者にかかりず、自分で薬を購入して治すことを勧める制度といえるでしょう。

今までの控除とどちらかを選択になります。

いえ。これまでの医療費控除とどちらか一方の選択になります。

しかし、対象となる医薬品の金額(5%)を超えた部分が控除の対象になります。

8万8千円である点には気をつけなくてはなりません。

→これまでの医療費控除も、何か変更があるのでしょうか。

19年分までなら現行の方法も可

A 今まで確定申告書に医療費の領収書の添付が必要でしたが、添付しなくてもよくなります。領収書は本人が5年間保存することとされ、医療費控除の明細書の添付が必要となりました。

ただし、健康保険組合等が発行する「医療費の明細書」添付が必要となります。ただし、健康保険組合等が発行する「医療費の明細書」添付が必要となります。

（領収書等）が必要なので、これらを受けておくるのも準備の一つといえるでしょう。

これまでには不要とされってきた予防接種や健康診断等の領収書、「医療費の明細書」等も大事な書類となるので、紛失しないよう気をつけてください。

めに合理化を図ったものなどいえるでしょう。
間違えないか心配な人は19年分までは、これまでと同様に領収書の添付や提示による申告もできることになっています。

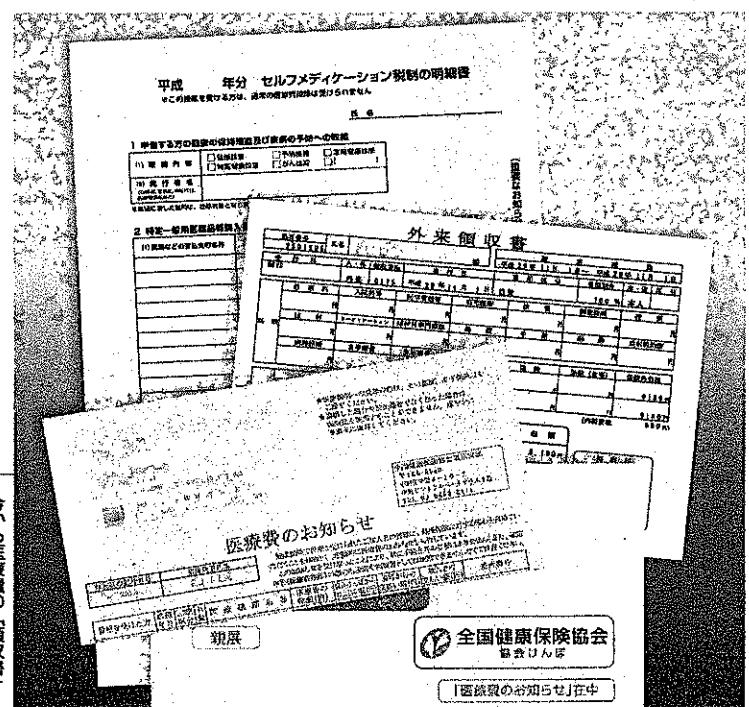
→から準備することを教えてください。

A 一番大事なのは領収書や証明書を集めておくこと

買いために済ませてしまつての方は、セルフメディケーション税制の適用が受けられる可能性があります。

予防接種や健康診断等をしてくることの証明書をしてくることの証明書（領収書等）が必要なので、これらを受けておくるのも準備の一つといえるでしょう。

これまでには不要とされてきた予防接種や健康診断等の領収書、「医療費の明細書」等も大事な書類となるので、紛失しないよう気をつけてください。



ただし、この制度を適用できるのは、健診の保持増進及び疾病的予防のための取り組み（＊2）を行っている人に限られます。これは医療費支出を抑えます。